令和９年度和歌山県立高等学校における学習者用端末の販売業務に係る協定書（案）

和歌山県（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、和歌山県立高等学校における学習者用端末の販売業務（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、乙が和歌山県立高等学校の生徒又は保護者（以下「生徒等」という。）に対し、学習に必要な学習者用端末等の販売業務を行うことに関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協定の有効期間）

第２条　本協定の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（販売業務）

第３条　乙は、生徒等に対し、甲が定める仕様書に基づいた学習者用端末等（ソフトウェア、関連サービス等を含む。以下「本件商品」という。）を販売するものとする。

（販売契約の当事者）

第４条　本件商品の売買契約は、本件商品を購入する生徒等と乙との間で直接締結されるものとする。甲は、当該売買契約の当事者とはならず、乙の代理人、仲立人、又は取次人として行為するものではない。

（責任及び免責）

第５条　乙は、本件商品の販売及びサポート等に関する一切の事項（本件商品の品質、性能、契約不適合、納品の遅延、代金回収、生徒等との間のトラブル、問い合わせ、苦情対応等を含むが、これらに限定されない。）について、単独で責任を負うものとする。

２　乙は、本件商品の販売及びサポート等に関して生徒等その他の第三者から甲に対して何らかの請求、異議申し立て等がなされた場合、乙の責任と費用においてこれを解決し、甲に一切の損害（弁護士費用を含む。）を及ぼさないものとする。

３　甲は、乙と生徒等との間の売買契約に関し、本協定に定める義務を除き、何らの責任も負わないものとする。

（金銭の不授受）

第６条　甲及び乙は、本業務の実施に関して、名目の如何を問わず、甲乙間において金銭の授受を一切行わないものとする。

（販売価格及び仕様）

第７条　乙は、本件商品の販売を行うに当たり、対象となる本件商品の機種、仕様、価格、販売条件、サポート等の内容について、甲が定める仕様書に基づき事前に甲に提示し、甲と協議の上で決定するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、本業務の事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

２　前項の規定は、本協定の終了後も効力を有するものとする。

（再委託等）

第９条　乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本協定に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（協定の解除）

第11条　甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、本協定を解除することができる。

（１）乙が本協定に違反したとき。

（２）正当な理由なく、乙が甲の指示に従わないとき。

（３）乙が故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

（４）本協定の履行上、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

（５）乙が本協定を履行することができないと甲が認めたとき。

（６）乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　乙が、本業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を本業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　甲が前項の規定により本協定を解除したときは、乙は、甲に与えた損害について、その賠償の責を負うものとする。

３　甲は、第１項の規定により本協定を解除したときは、乙に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

（協議事項）

第12条　本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、円満にこれを解決するものとする。

（合意管轄）

第13条　本協定について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和○○年○月○日

甲　　和歌山県知事　　宮　崎　　泉

乙　　○○県○○市○○

○○株式会社

代表取締役　　○　○　○　○